

平成28年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画【評価結果】

【目的】

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」に基づき策定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日（総務大臣決定）」に基づき「平成28年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画」を策定し、当該計画に定める評価指標を達成するために各種の取組を実施した。については、平成28年度における評価指標に対する各種取組の達成状況、実行性等について評価を実施する。

1. 平成28年度と平成27年度に締結した契約の状況

表1 平成28年度の日本原子力研究開発機構の調達全体像（単位：件、億円）

|              | 平成27年度           |                 | 平成28年度           |                | 比較増△減           |                  |
|--------------|------------------|-----------------|------------------|----------------|-----------------|------------------|
|              | 件数               | 金額              | 件数               | 金額             | 件数              | 金額               |
| 競争入札等        | (83.7%)<br>3,636 | (69.8%)<br>766  | (83.9%)<br>3,463 | (79.6%)<br>749 | (△4.8%)<br>△173 | (△2.2%)<br>△17   |
| 企画競争・公募      | (7.6%)<br>329    | (6.7%)<br>74    | (8.0%)<br>330    | (6.9%)<br>65   | (0.3%)<br>1     | (△12.2%)<br>△9   |
| 競争性のある契約（小計） | (91.2%)<br>3,965 | (76.5%)<br>840  | (91.9%)<br>3,793 | (86.5%)<br>813 | (△4.3%)<br>△172 | (△3.2%)<br>△27   |
| 競争性のない随意契約   | (8.8%)<br>381    | (23.5%)<br>258  | (8.1%)<br>333    | (13.5%)<br>127 | (△12.6%)<br>△48 | (△50.8%)<br>△131 |
| 合計           | (100%)<br>4,346  | (100%)<br>1,098 | (100%)<br>4,126  | (100%)<br>940  | (△5.1%)<br>△220 | (△14.4%)<br>△158 |

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2） 比較増△減の（ ）書きは、平成28年度の対27年度伸率である。

日本原子力研究開発機構における平成28年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は4,126件、契約金額は940億円である。このうち、競争性のある契約は3,793件（91.9%）、813億円（86.5%）、競争性のない随意契約は333件（8.1%）、127億円（13.5%）となっている。

研究開発業務を考慮した随意契約も含めた合理的な契約手続として、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月閣議決定）」に基づき、随意契約における「特命クライテリア」について（20(達)第29号）を平成26年度末に改正した。これに基づく新たなクライテリアを適用した競争性のない随意契約は平成28年度実績60件（件数割合1.5%）であり、平成27年度実績47件（件数割合1.1%）と比較して0.4ポイントの増となった。その一方で、契約全体としては、平成27年度と比較して競争性のない随意契約を48件（0.7ポイント）減少させることができた。

表2 平成28年度の日本原子力研究開発機構の一者応札・応募状況（単位：件、億円）

|      |    | 平成27年度        | 平成28年度        | 比較増△減         |
|------|----|---------------|---------------|---------------|
| 2者以上 | 件数 | 1,302 (37.8%) | 986 (33.2%)   | △316 (△24.3%) |
|      | 金額 | 256 (40.0%)   | 311 (46.3%)   | 55 (21.5%)    |
| 1者以下 | 件数 | 2,138 (62.2%) | 1,988 (66.8%) | △150 (△7.0%)  |
|      | 金額 | 384 (60.0%)   | 360 (53.7%)   | △24 (△6.3%)   |
| 合計   | 件数 | 3,440 (100%)  | 2,974 (100%)  | △466 (△13.5%) |
|      | 金額 | 640 (100%)    | 671 (100%)    | 31 (4.8%)     |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争又は公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成28年度の対27年度伸率である。

日本原子力研究開発機構における平成28年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は1,988件（66.8%）、契約金額360億円（53.7%）である。平成27年度と比較して、一者応札・応募による契約の全体に占める件数割合が増加している（件数は、4.6ポイントの増、金額は6.3ポイントの減）。

競争性を高めるための各種施策にもかかわらず、一者応札・応募が減少しない原因を究明するため、入札説明書を受領したものの入札に参加しなかった企業を対象にアンケート調査を実施した（調査期間：平成28年6月～平成29年3月）。その結果、入札不参加の主な理由は①人員確保が困難、②利幅が少額、③製品の開発要素が多いためリスクがある、④原子力特有の高い品質への対応が困難、⑤製作者メーカー又は当該メーカーが指定した者が実施しなければ品質保証が担保できない、などであり、原子力研究に係る特殊物品の調達等は、互換性や継続性の観点から、新規企業が敬遠する傾向にあることが一因として判明した。企業側でも効率化・省力化の観点から、特に研究開発に関連するものは、慎重に入札案件を選んでいる傾向にあるものと考えられる。

## 2. 評価指標に対する取組と評価

### (1) 適正な調達手続の確保

平成28年度においても、一般競争入札における応札者を拡大し、更なる競争性の確保等を図ることとし、次の取組を継続実施する。

- 最低公告期間の十分な確保（最低価格落札方式は、原則20日以上）
- 業務請負等の受注者準備期間の十分な確保
- 過度な入札条件の禁止
- 応札者に分かりやすい仕様書の作成・仕様書及び発注単位の総点検
- 入札条件等の総点検
- 電子入札の全契約の適用（業者事情により実施できない場合は除く）
- 業界団体等への入札情報の提供
- 予定価格設定方法の見直し 等

また、契約監視委員会からの意見を踏まえ、以下の取組を追加実施する。

- 過去の契約案件の情報整理（応札者実績リストの作成）

- 年間発注計画の作成及びホームページ掲載
- 工事契約における地域要件の見直し
- 一者応札案件に対し、応札しなかった企業へのアンケート
- 一者連続受注案件に対する、コスト分析等に資する履行実績調査の実施
- 人件費、物件費データベースの更なる充実
- 関係法人との契約の適正化

さらに、一般競争入札における実質的な競争性が確保されているか否かについて検証するため、落札率が100%等、高落札率となっている契約案件についての原因の分析・検討を実施し、必要に応じて対策を講じることとする。また、連続して一者応札・応募が継続している契約案件についての分析・評価を行い、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約も含めた合理的な契約手続を実施する。

調達及び契約手続の多様化を図る観点より、総合評価落札方式の評価項目が適切になっているかなどについて点検を実施し、必要に応じて基準を改正する。

**【評価指標：一般競争入札における落札率100%の削減、研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続への移行】**

一般競争における応札者を拡大し、更なる競争性の確保を目的として、公告期間の十分な確保、応札者に分かりやすい仕様書の作成、電子入札の更なる活用等の取組を継続するとともに、契約監視委員会からの提言を踏まえ、次の取組を新たに策定し遂行した。

- 過去の契約案件の情報整理（平成28年8月に過去3年分の応札者実績リストを作成し、機構内へ周知）
- 年間発注計画の作成及びホームページ掲載（平成28年8月から平成28年度の一般競争入札及び公募の予定案件及び平成29年度の年間役務契約の一般競争入札予定案件、核物質防護警備の公募予定案件を掲載）
- 工事契約における地域要件の見直し（平成28年8月の入札公告案件から原則地域要件を撤廃）
- 一者応札案件に対し、応札しなかった企業へのアンケート（平成28年6月より応札しなかった企業に対し、アンケート調査を実施）
- コスト分析等に資する履行実績調査の実施（平成28年10月から12月にかけて施設維持管理費削減のため、年間常駐役務契約等の業務内容等の点検及び仕様書の見直しを実施）
- 人件費、物件費データベースの更なる充実（労務費単価調査を実施し、常駐役務契約の予定価格積算に反映等）
- 関係法人との契約の適正化（関係法人との契約についての審査基準を策定）

さらに核物質防護警備契約については、契約監視委員会における審議を踏まえ、平成29年度の6拠点（原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所、大洗研究開発センター、高速増殖原型炉もんじゅ、原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）及び人形峠環境技術センター）において、核物質防護に留意しつつ競争性のある契約手続に移行し、競争性・公平性・透明性のある契約を実現した。

また、評価指標「一般競争入札における落札率100%の削減」は、落札率100%等の高落札を回避するため、予定価格の算定方法を見直したことにより、競争入札を実施した2,660件に対し、123件(4.6%)となっており、平成27年度実績354件(11.4%)と比較して231件(6.8ポイント)減少し、実質的な競争性の確保に向けた取組の成果が表れている。今後も実質的な競争性の確保に取り組んでいく。

評価指標「研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続への移行」については、調達の合理化

の観点から、連続して一者応札・応募が継続している契約案件についての分析・評価を行い、製造元やその代理店以外による契約履行が実質的に困難な案件について、確認公募による競争性のある合理的な契約に順次移行した。(平成 28 年度実績は 20 件であり、平成 27 年度実績から 6 件増加している。)

総合評価落札方式については、「女性の活動推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について(依頼)」(27 受生参学第 14 号、平成 28 年 4 月 20 日)に基づき、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)に基づき認定を受けた企業等の受注機会の増大等を実施するとされていることから、同法に基づく要件を満たす企業に加点する仕組みを導入し、当機構の総合評価落札方式実施マニュアルを平成 29 年 1 月に改正した。

また、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会による点検を平成 28 年 4 月、6 月、9 月、12 月及び平成 29 年 3 月(計 5 回開催)に受けた。今後も委員会の意見を踏まえ、契約における透明性及び競争性を高めるための改善方策を継続して実施する。

### (2) 一括調達・単価契約の推進

環境負荷の少ない物品等の調達を実施するとともに更なる経費節減を図るとの理由から、平成 28 年度においても、機構内における単価契約を含む一括調達の取組を継続していくことにより、経費削減を目指す。また、新たに他機関との共同調達の導入を検討する。**【評価指標：主要品目における平成 27 年度の契約実績単価 以下】**

環境負荷の少ない物品等の調達を実施するとともに更なる契約事務効率化及び経費節減を図るため、機構内における単価契約を含む一括調達の取組を継続した。類似の事業類型に対応した一括調達の実施については、コピー用紙、事務用品等について、茨城地区の 4 拠点(本部、原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所及び大洗研究開発センター)分を取りまとめた上で、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構との共同調達による一般競争入札を実施し、経費削減や業務の効率化を図った。これにより、主要品目のコピー用紙について経済性が確保(平成 27 年度 1,138 円/箱、平成 28 年度 1,050 円/箱(△88 円))でき、調達等合理化計画における評価指標を達成した。

### (3) 職員等のスキルアップ

契約業務に係る初任者向けの契約初任者研修及び実務者向けの契約実務者研修を開催することで、契約事務の基礎知識、応用力等を習得させることにより契約部門の生産性の向上に努める。**【評価指標：開催回数 1 回以上/年】**

評価指標である「研修開催回数 1 回以上/年」に対して研修を 2 回実施し評価指標を達成した。(契約業務初任者研修：1 回(平成 28 年 9 月、13 人受講)、契約実務者研修：1 回(平成 28 年 12 月、32 人受講))。これらの研修を通じて、契約事務の基礎知識、予定価格の積算方法、各種契約方式の実務上の留意点等を習得させた。また、契約事務の管理に関する必要な専門知識を習得させるため外部研修(会計事務職員契約管理研修等)に参加させた。(平成 28 年 6 月に 1 名受講、平成 28 年 9 月に 2 名受講)

#### (4) 随意契約に関する内部統制の徹底

随意契約を締結することとなる案件について、法人内に設置されている契約審査委員会により、「随意契約によることができる事由」（会計規程）との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、事前の点検を継続して実施する。**【評価指標：契約審査委員会による点検件数：少額随意契約基準額超全件】**

随意契約に関する内部統制を確立するために、平成 28 年度においても少額随意契約基準額を超える全ての案件について、専門的知見を有する技術系職員を含む機構職員を委員として構成する契約審査委員会により、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検・検証を実施し評価指標を達成した。さらに、平成 28 年 11 月より契約審査委員会・契約審査部会に外部委員（2 名）を新たに起用し、契約審査を強化した。

#### (5) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

懸案事項の発生、規程等の改正を実施した場合は綿密な連携強化及び共通認識を図るため契約担当課長を対象とした会議を実施する取組を継続する。また、契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類は適正に管理されているかなどに着眼し、契約審査を継続して実施する。加えてリスクマネジメントを推進することにより、契約業務に係るリスクを抽出し、必要に応じて対策を講じる。

契約業者から納品される物品等の検査（検収）については、発注者以外の検査担当課職員が検査し、検査担当責任者による確認を受けて検収としており、引き続き、発注者以外の職員による実効性のある検収を実施する。

研究者及び調達に関わる職員等に対して、研究費の不正使用の防止のために、e ラーニングによる研修を実施する。

不祥事の発生の未然防止・再発防止のための相互牽制機能として、契約部及び各研究開発拠点契約担当課が連携し、次の三つの取組を実施した。

- ①懸案事項が発生した場合又は規程等の改正を実施した場合、密な連携強化及び共通認識を図ることを目的とし、契約担当課長会議を 5 回開催した。
- ②契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類は適正に管理されているかなどに着眼し、本部及び拠点において契約審査を 9 回実施した。
- ③リスクマネジメントの観点から、契約業務で想定されるリスクに対し、契約担当課長会議等において認識の共有化を行った。

物品等の検査（検収）については、引き続き、発注者以外の職員による実効性のある検収を実施した。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、研究費の不正使用の防止のために、公的研究費の取扱いについて、平成 29 年 3 月に e ラーニングによる研修を実施した。

#### (6) 利害関係者等との接触に関する基準の制定等

利害関係者等との職務に関して接触する場合における留意事項（原則複数で対応すること、原則機構会議室等で行うこと、報告の義務化など）を定め、職務遂行の公平性を確保する。

また、機構内外から通報の利便性及び秘匿性を向上するために機構外に通報窓口を設置し、さらに、離職役職員以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度を新設する。

職務遂行の公正さに対する国民の信頼を確保することを目的に利害関係者等との接触に関する留意事項について（28(達)第21号）を制定（平成28年8月制定）した。本規定に基づき、第2四半期からは利害関係者等と機構職員が契約手続、仕様等に関して接触した場合は接触記録を作成し、四半期ごとに機構ホームページにて公表を開始することとし、定着化に向けた取組を継続した。

また、機構内外からの通報については、現行の機構内窓口に加え、平成28年8月より利便性及び秘匿性を向上するため新たに機構外に専用の通報窓口（弁護士事務所）を設置し、機構ホームページに当該外部通報窓口のメールアドレスとFAX番号を掲載した。さらに、役職員等が不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度については、機構離職者以外の者からの不公正な働きかけにも適用するよう規程を改正（平成28年8月）した。

#### 【自己評価】

競争性の更なる向上のための各種取組、関係法人との契約に係る審査の強化など様々な方策を実施した。加えて、契約審査委員会への外部委員の起用など契約手続のチェック体制の強化を図り、さらには、核物質防護警備契約に競争性のある契約を導入した。

また、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約も含めた合理的な契約手続に順次移行した。さらに、評価指標である落札率100パーセントの案件についても、対平成27年度比で約4割となった。

以上のことから、平成28年度調達等合理化計画は達成していると評価できる。

引き続き、調達等合理化計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について契約監視委員会において実施状況の点検を受け、契約の更なる合理性、競争性、透明性及び公正性の確保に向けた取組を実施する。

以 上